一般社団法人ワールドスケートジャパン競技普及委員会規程

第１条　目的
スポーツ庁の推進するスポーツ振興策に沿い、ワールドスケートジャパンの統括するローラースポーツ競技の全国普及を計る目的で当委員会を設置する。

第２条　構成委員
連盟競技委員会よりの推薦に基づき理事会により承認する。委員数３－４名とする。

第３条　活動内容
支部都道府県に於ける普及活動の計画や実行をサポートする。
支部不在の県連に於いては当活動を通してその設立を援助する。

対象競技種目は各支部に於ける愛好者及び競技者人口をベースに採用する。
例；スケートボード大会、体験会、スクール、上級者によるデモ、ジャッジの育成
大会要項の HP や Instagram での発信や告知をする。

第４条　活動経費
実費交通費や宿泊費は連盟旅費規定に基く

第５条　活動報告
規模や内容に関する報告を事務局長宛てにする事。

第６条　規程の変更　本規程は理事会の議決により変更する事が出来る。

令和５年８月 10 日　執行理事会の承認